□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ(1)の基準
□基準省令第10条第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【16. 再生可能エネルギー利用設備】～【19. 備考】　（略）

（注意）
１．～７．（略）
８．【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、【７．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
(1)・(2)　（略）
(3)　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
(4)　「基準省令第10条第２号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第２号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。また、「基準省令第10条第２号ロ(2)の基準」を用いる場合は、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分（基準省令第４条第３項第１号の共用部分をいう。）の一次エネルギー消費量に関する事項は、「基準省令第10条第２号ロ(1)の基準」に記載してください。
(5)　（略）
(6)　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。
ｉ）（略）

（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イの基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【16. 再生可能エネルギー利用設備】～【19. 備考】　（略）

（注意）
１．～７．（略）
８．【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、【７．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
(1)・(2)　（略）
(3)　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
（新設）
(4)　（略）
(5)　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。
ｉ）（略）